

【子ども・子育て支援事業計画の「量の見込みと確保方策」について】

国が示す基本指針※における「基本的記載事項」にあるとおり、子ども・子育て支援事業計画に、「量の見込みと確保方策」を記載する必要があります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

<基本的記載事項>

- 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
 - (1) 各年度における教育・保育の量の見込み
 - (2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
 - (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - (2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項（次回会議で審議）
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項（次回会議で審議）

●第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込みと確保方策」

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

「教育・保育提供区域」とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

本市では、今後の将来推計人口や地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に考慮し、市全域を教育・保育提供区域として定めます。

ただし、放課後児童健全育成事業については、小学校区での体制確保が重要であることから、小学校区を教育・保育提供区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制について

「教育・保育の量の見込み」とは、将来の保育の需要を示すもので、計画期間の年度ごとに、量の見込みを算出します。さらに、提供体制として、幼稚園、保育所、地域型保育事業等による確保方策を年度ごとに設定します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制について

本計画では、下記の事業について、計画期間の年度ごとに量の見込みを算出しつつ、それぞれの確保方策を年度ごとに設定します。

「地域子ども・子育て支援事業」	
(1)	延長保育事業
(2)	放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）
(3)	放課後子ども教室
(4)	新・放課後子ども総合プラン事業
(5)	子育て短期支援事業
(6)	一時預かり事業
	幼稚園型 幼稚園型以外
(7)	病児・病後児保育事業
(8)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
(9)	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
(10)	利用者支援事業
(11)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
(12)	養育支援訪問事業
(13)	妊婦に対する健康診査
(14)	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(15)	子育て世帯訪問支援事業